

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年5月総会)

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)
午後1時30分から午後2時30分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 18人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 1人 (4番: 久保さとみ)
5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 9人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 (6人) (遠藤、岸田、山尾、吉田、楮山、天野)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第17号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて
 第6 議第18号 農用地利用集積等計画について

- 第7 議第19号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
第8 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
第9 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司
局長補佐 小松 晋

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年5月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番、久保委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員、9名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、12番、藤川委員、13番、近藤委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第17号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて

議第18号 農用地利用集積等計画について

議第19号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく
お願い致します。

それでは、議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第14号、令和7年6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。6番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町山路字東正福1867番1、地目は台帳、現況共に田、面積は、420㎡です。譲渡人は会社員で農業はできず耕作放棄地となり買い手をさがしていたところ、譲受人との間で話がまとまり今回の売買に至ったとのことです。取得後はカボチャ、サツマイモを作付けするようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番

11番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は、家庭菜園で農地を続けるということなので問題ないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号6番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第14号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第14号7番、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

7番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷東1455番1、同じく1457番1、地目は、台帳が田及び畑、現況は畑、合計面積は53

4 m²です。譲渡人は高齢のため農業経営の縮小を考え、今回、農地に隣接する弟宅へ無償譲渡することとなったもので、譲受人は取得後、自家消費野菜を栽培予定とのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番 　8番、河野です。19日の月曜日に申請地の確認をさせていただきました。申請内容につきましては、いま、事務局から説明があったとおりで、何も問題ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号7番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第14号7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第14号8番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　8番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字田淵120番5、地目は、台帳、現況共に畑、面積は512 m²です。譲渡人と譲受人は、ご兄弟で申請地に隣接する譲受人に、売買の話がまとまったとのこと。譲受人は、水稻、トマト、とうもろこしを作付けする見込みです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 　17番、江本です。詳しくは、いま、事務局から説明があったとおりでございます。農地を同じように農地として使うということで

何の問題もないと思います。よろしく、ご審議の程、お願いします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号8番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第14号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第14号9番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　9番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町上下島字中ノ丁323番1、地目は、台帳、現況ともに田、面積は1,967㎡です。譲渡人から高齢のため農業ができなくなったとの相談を受けた譲受人との間で売買の話がまとまり今回の申請となりました。取得後は、トマト、とうもろこし、だいこん、ほうれん草を作付けすることです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番、大塚です。買受人のちょうど家の前で、耕作をするのに便利で、ちょうど良いということで話がまとまりました。問題はないと思われまますのでご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号9番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第14号10番、使用貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町喜来字宮北505番1及び507番1、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は2,840㎡です。高齢を理由とした、3年間の使用貸借による申請でございます。にんじん、しょうがを作付けする見込みです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、瀬尾です。いま、事務局から説明があったとおりで、買受人は熱心に農業をされており、問題ないと思われまますのでご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号10番の使用貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号10番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号10番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第14号11番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 11番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、川島町三ツ島字長塚397番1、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は696㎡です。譲渡人が入院により農業ができなくなり、将来的にも、農業再開のめどが立たないため、譲受人との間で売買の話がまとまり今回の申請となりました。取得後は、

ブロッコリーを作付けするとのこととです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

19番 　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりです。何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号11番の使用貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号11番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第14号11番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　それでは、1番の宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は3頁になります。位置図については、資料7です。農用地区分は、農用地区域 農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がありましたので、読み上げます。

「私は、申請地において、農地転用許可を受ける前に、平成27年頃から自宅敷地への侵入路、自家用駐車場として一体的に利用していました。農地転用許可申請を怠り無断転用していることをお詫び申しあげます。今回、188番1において孫が専用住宅を建築するにあたり、調査していく中で、申請地において農地転用ができていない事を知りました。今後は、農地法を遵守し、一切の手続きを行うことを確約いたします。令和7年4月21日、申請者、住所、氏名」

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありませんが、転用許可を得ることなく、以前から、自宅への進入路及び駐車場として利用されていたようです。今回、転用の手続きが完了していないことが判明し、事後にはなりますが、許可申請書の提出

がありました。

給水はなし。雨水は東側宅地内の既設排水先にて処理しているとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。いま、事務局から説明があったとおりで、始末書のとおり、気をつけるということです。今後は問題ないようです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第15号1番の宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第15号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　それでは、議第16号、令和7年8番、売買による駐車場・資材置場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　8番でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は、鴨島町喜来字知恵島境93番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は861㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

　計画の概要は、転用者が代表を務める竹田工業株式会社の駐車場兼資材置場として利用するとのことで、従業員用駐車場（20台分）、会社用の駐車場（10台分）のほか各種資材を保管するとのことです。事業費は自己資金200万円を予定しています。

　土地の造成については、敷地全体を砕石で整地し南側道路と同じ高さで出入りするとのことで、雨水は敷地内で地下浸透させるとのことです。周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議 長 続きます、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 1番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりで、買受人の道路を挟んでの前の農地であります、周囲の人に影響を及ぼすこともないようでございますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、8番の売買による駐車場・資材置場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、9番及び10番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、9番及び10番につき譲渡人、譲受人が同一ですので一括して説明いたします。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町内原字大道南、地目は、台帳、現況共に畑、面積は議案書記載のとおりです。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。まず、9番の申請地の所在は、鴨島町牛島字西桑上757番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,019㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

次に10番の申請地の所在は鴨島町牛島字西桑上757番8、761番1及び761番2、地目は、3筆とも台帳、現況共に田、合計面積は947㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

農地の管理に困っていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったようです。

計画概要は、別紙、太陽光発電施設設置計画概要（以下、計画概要という。）のとおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きます、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

- 6 番 6番、山口です。いま、事務局から説明がありましたが、補足説明をさせていただきます。現地確認しましたところ、譲渡人ご夫婦はご高齢で、耕作等がかなり困難となっており、このたび太陽光業者に売買し、太陽光発電施設にするものでございます。周辺の農地、住宅につきましても特に、問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号9番及び10の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号9番及び10番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第16号、9番及び10番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、11番の贈与による駐車場・資材置場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 11番でございます。位置図については、資料10です。申請地の所在は、鴨島町山路字堂原562番2及び564番1、2筆とも台帳、現況共に田、合計面積は1,395㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。譲受人は解体工事業を営んでおり、現在、今回申請地に隣接する土地を駐車場・資材置場として利用しています。重機及び解体工事資材の増加にともない事業所の近隣で駐車場及び資材置場として利用できる土地を探していたところ、土地所有者から贈与の申し出があり今回の申請に至ったとのことです。土地の造成については、整地のみ、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 続きまして、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。
- 11番 11番、原田です。ただいま、事務局から説明があったとおり、現地調査を行ったところ、何ら問題ないと確認できましたのでご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号11番の売買による資材置場への転用申請につきまして、委員の

皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第16号11番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号11番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、12番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び13番の売買による資材置場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 12番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、川島町山田字大塚89番1、及び85番2、地目は、2筆とも台帳、現況共に田、合計面積は956㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
譲渡人2人は、ともに高齢で耕作するのが難しくなり、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人へ譲り渡すこととなったようです。
計画概要は、別紙のとおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま

す。引き続き、13番です。位置図については、資料12です。申請地の所在は、川島町栗村字神後95番11及び95番18、2筆とも台帳、現況共に畑、合計面積は551㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人はコンクリート既製品(商品名:エンボス)の特許を取得し、利用販売しています。従来、駐車場として利用していた敷地にエンボスの製品置場として利用しています。今後エンボスの需要増加により資材置場の不足が見込まれることから、資材置場用地を探しておりました。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業経験がなく、申請地の維持に困窮していましたが、今回両者の意向が一致し、今回の申請に至ったとのこと。土地の造成については、表土を20cm取り除き、碎石20cmで盛土をすること。周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

事務局 その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 続きまして、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。12番、山田の大塚の土地ですが、譲渡人は自営の農業をしておらず、耕作を頼んでいた人が亡くなってからは耕作をされず草の管理に苦慮しておりました。また13番の譲渡人

も、相続後、地元に住居しておらず、農地の管理に苦慮されていたということで転用やむなしと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号12番、売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び13番の売買による資材置場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号12番及13番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第16号12番及び13番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、14番の売買による駐車場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　14番でございます。位置図については、資料13です。申請地の所在は、川島町学字北久保104番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1,081㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

有限会社松家運送は、現在、40台の事業用車両を保有し、今後事業拡大のため6台の大型車両を購入予定とのことで、現在の敷地が手狭になり、譲受人が申請地を取得後、代表を務める同運送会社へ使用貸借する事業計画に至ったとのことです。造成計画は上土を20cm取り除き、20cmの碎石を入れて仕上げるとのことで、給排水の必要はなく雨水は自然浸透させるとのことです。周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　続きまして、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。現地確認の結果、問題ないと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、14番売買による駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第16号14番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号14番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、15番の使用貸借による居宅新築の転用申請並びに16番及び17番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 15番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町東麦原188番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は541㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。譲受人は現在、アパート生活をしていますが、手狭になったことから、実家の隣の土地に居宅新築の計画に至りました。
計画概要は、平屋建て住宅、建築面積161.45㎡を建築する計画で事業資金は4,700万円を借り入れる計画とのことです。土地の造成については、高さはそのまま、約20cmほど土の入れ替えをします。給排水計画については、北側に上下水道が通っているのそこへ接続します。雨水は北側の側溝へ自然流下します。
以上のことから、周辺農地等への影響は現状と変わらないものと思われま。その他関係書類は添付されており、その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

続いて16番及び17番です。まず、16番の位置図については、資料14です。

申請地の所在は、山川町麦原205番4、及び205番5、地目は、2筆とも台帳、現況共に田、合計面積は1,040㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

農地の管理が困難となった譲渡人と、太陽光発電用地を探していた譲受人との間で申請地の売買の話がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

続きまして、17番です。位置図については、資料15です。

申請地の所在は、山川町山神78番、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,767㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農

地の、第2種農地でございます。

県外在住のため、農地の維持管理が困難であった譲渡人が、太陽光発電用地を探していた譲受人との間で申請地の売買の話がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきま

議長 続まして、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。15番の譲受人は、アパートで生活していて手狭になり一戸建てを新築するものです。16番、太陽光です。麦原の高台で周辺への影響はないと思われま

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました15番の使用貸借による居宅新築の転用申請並びに16番及び17番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきま

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。15番の使用貸借による居宅新築の転用申請並びに16番及び17番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号15番、16番、17番につきま

議長 続まして、18番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。

審議に先立ち、14番、原委員におかれましては、関係者でございますので、ご退出をお願いします。(原委員退室)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 18番でございます。位置図については、資料15です。申請地の所在は、山川町山神80番、81番、及び84番です。地目は、3筆とも台帳、現況共に畑、合計面積は1,637㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

農地としての維持管理が困難となった譲渡人と、太陽光発電用地を探していた譲受人との間で申請地の売買の話がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。

計画概要は、別紙のとおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 続きます、3番、真相の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を申し上げます。事務局が説明したとおり問題ないと思

議長 ただ今、事務局並びに現地確認の説明をしました18番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきま

す。ご質問、ご意見ございませんか。

議長 (質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。18番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号18番につきま

議長 次は、議第17号18番につきま

議長 異議なしということでご

議長 議案書の8頁をご覧ください。

事務局 それでは、議第17号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の8頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、4番でございます。位置図については資料16です。

所在は、川島町川島字前田496番1及び499番5、地目は台帳は畑及び田、現況は議案書には、その他、田となっておりますがこれは、農地台帳システム上、その他と田となっているもので、実際の現況につきましては宅地となっております。、合計面積は693㎡でございます。

申請地が非農地化した原因は不明ですが、固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、松本委員の方から、補足説明をお願いします。

15番 　15番、松本です。さきほど、事務局から説明があったとおりでございますが、5月21日に会長、事務局とともに現地確認をし、非農地、現在は宅地、駐車場となっていることを確認しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第17号4番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第17号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第17号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第18号農用地利用集積等促進計画についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は9頁から67頁になります。議第18号農用地利用集積等促進計画についてご説明致します。

農用地利用集積等促進計画を徳島県農業開発公社へ提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により市長は農業委員会の意見を聴くこととなっております。今回の農用地利用等集積計画につきましては、113件、236筆、合計面積160,174㎡で、詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、議第18号について事務局より説明がりましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号農用地利用集積等促進計画について、承認することに、

ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第18号につきましては、承認されました。

議 長 次に、議第19号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてでございますが、4月にお配りした資料のとおり、農振除外申請地の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 先月、お配りしました令和7年5月中受付分、除外申請の綴りをご覧ください。令和4年4月23日付、7吉農林第60号で諮問のありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請13件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。議第19号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(意見なしとの声)

議 長 質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号については、諮問どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第19号につきましては、すべての案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議 長 次に、
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。
この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文

書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の68頁をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。照会地の所在は、川島町栗村字久保田、地目は台帳、田、現況は宅地、合計面積は38㎡でございます。照会地は、平成3年3月3日に建売住宅地として転用許可済みでございましたので、その旨を、令和7年4月25日付けで回答したものでございます。

2番でございます。7筆でございます。

照会地の所在は、美郷字宗田、地目は、台帳は畑、7筆の合計面積は4,310㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、こちらは既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、その旨を令和7年5月2日付けで回答したものでございます。

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の69頁から71頁をご覧ください。今回、報告いたします件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が5件12筆、残存小作地の賃貸借権の合意解約が1件1筆、以上でございます。

議長

報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。(報告なし)

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時30分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
